

# 福岡県公報

令和 4 年 11 月 1 日  
第 345 号

## 目 次

### 告 示 (第937号 - 第944号)

- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) ..... 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) ..... 2
- 「さいふごま」等の販売代金の収納の事務の委託 (文化振興課) ..... 3
- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) ..... 3

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 3
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 4
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 建築基準法に基づく道路の指定 (建築指導課) ..... 4
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 5
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 2 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- (中小企業振興課) ..... 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 7

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 7
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 8
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ..... 8

## 告 示

### 福岡県告示第937号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第 57号) 第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域 (平成25年 3 月福岡県告示第313号) のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新町 - 1	鞍手郡小竹町大字新多 (別紙図面 1 に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を小竹町役場に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第938号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第 57号) 第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域 (平成25年 3 月福岡県告示第314号) のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において

準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
新町 - 1	鞍手郡小竹町大字新多（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を小竹町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第939号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 11 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新町 - 1	鞍手郡小竹町大字新多（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を小竹町役場に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第940号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成24年 3 月福岡県告示第639号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 6 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三光川	久留米市草野町吉木及び矢作（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第941号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 1 項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成24年 3 月福岡県告示第640号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定により公示する。

令和 4 年 11 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三光川	久留米市草野町吉木及び矢作（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面 1 に記載する表のとおり

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第942号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 11 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

三光川	久留米市草野町吉木（別紙図面 1 に示す区域のとおり）	土石流
-----	-----------------------------	-----

備考 別紙図面 1 は省略し、その図面を久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第943号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「新羅王子がみた大宰府」、「全国高等学校考古名品展」、「筑紫の神と仏」、「范道生」、「さいふごま」及び「こま台」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 4 年 11 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

委託先	所在地	委託期間
株式会社オークコーポレーション	東京都渋谷区笹塚一丁目62番3号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで

**福岡県告示第944号**

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和 4 年 11 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
生活保護法（昭和25年法律第144号）	第40条第2項	令和 4 年 11 月 1 日	保護施設設置届出
生活保護法（昭和25年法律第144号）	第41条第2項	令和 4 年 11 月 1 日	保護施設設置認可申請

生活保護法（昭和25年法律第144号）	第41条第5項	令和 4 年 11 月 1 日	保護施設変更認可申請
生活保護法（昭和25年法律第144号）	第42条	令和 4 年 11 月 1 日	保護施設休止等認可申請
生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）	第12条	令和 4 年 11 月 1 日	保護施設事業開始届出
生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）	第13条	令和 4 年 11 月 1 日	保護施設改善命令等による措置結果報告
生活保護法施行規則（昭和52年厚生省令第21号）	第7条	令和 4 年 11 月 1 日	保護施設廃止等報告
生活保護法施行規則（昭和52年厚生省令第21号）	第8条第4項	令和 4 年 11 月 1 日	保護施設廃止等通知
生活保護法施行細則（昭和52年福岡県規則第48号）	第17条	令和 4 年 11 月 1 日	保護施設等の繰替支弁施設指定申請書の提出
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和 4 年 11 月 1 日	福岡県魅力情報発信事業費補助金交付の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第11条	令和 4 年 11 月 1 日	福岡県魅力情報発信事業費補助金の状況報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第13条	令和 4 年 11 月 1 日	福岡県魅力情報発信事業費補助金の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第7条第1項	令和 4 年 11 月 1 日	福岡県魅力情報発信事業費補助金交付申請取下げ

- 2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）	第22条第1号及び第3号から第5号	令和 4 年 11 月 1 日	認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更の届出（事後）
生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）	第22条第2号	令和 4 年 11 月 1 日	認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更の届出（事前）
生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）	第23条	令和 4 年 11 月 1 日	認定生活困窮者就労訓練事業の廃止の届出

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市今の庄三丁目667番2、667番8から667番12まで、668番2、668番7から668番10まで、683番3、683番19から683番23まで、684番2、684番5、684番6、685番1、685番7から685番18まで、688番5から688番11まで、693番1、693番4、694番1、694番6及び694番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区松島六丁目6番33号

株式会社よかタウン

代表取締役 野島 幸司

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営浦地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和4年11月1日から 令和4年12月1日まで	糸島市役所

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営大石ヶ坂地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和4年11月1日から 令和4年12月1日まで	糸島市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字白山1683番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市南区清水三丁目20-1-602

森保 飛翔

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指 定 年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
4 福整第 294号- 2	令和4 年8月 25日	令和6年 7月31日	起点：糟屋郡須恵町大字上須恵 字大島原1203-11地先 終点：糟屋郡須恵町大字上須恵 字大島原1203-12地先	60	33.0
4 那整第 361号- 4	令和4 年8月 3日	令和5年 5月31日 まで	起点：大野城市川久保二丁目17 番18 終点：大野城市川久保二丁目17 番18	19.23	5.005~5.025

4 那整第 361号- 5	令和 4 年 9 月 22日	令和 6 年 3 月 31日 まで	起点：春日市下白水南七丁目103 - 2 終点：春日市下白水南七丁目103 - 2	26.0	10.0
4 飯整第 1622号	令和 4 年 8 月 15日	令和 4 年 10 月 31日 まで	起点：飯塚市鶴三緒字元船1638 地先 終点：飯塚市鶴三緒字元船1637 地先	308.9	9.00~15.83
4 南整柳 第429号 - 2	令和 4 年 8 月 18日	令和 6 年 8 月 31日 まで	起点：柳川市上宮永町78番 6 先 終点：柳川市上宮永町76番 8 先	30.0	19.0~47.6
4 南整柳 第429号 - 3	令和 4 年 9 月 1日	令和 6 年 9 月 30日 まで	起点：大川市大字鐘ヶ江24番先 終点：大川市大字鐘ヶ江749番先	293.0	11.6~31.6
4 女整第 336号- 6	令和 4 年 9 月 5日	令和 6 年 8 月 31日	起点：筑後市大字長崎417番先 終点：筑後市大字長崎358番先	265.0	10.0~13.0
4 朝整第 1478号	令和 4 年 7 月 11日	令和 6 年 3 月 31日 まで	起点：朝倉市須川2510番地 地先 終点：朝倉市比良松608番地 8 地先	332.5	11.8~20.6
4 朝整第 1478号- 2	令和 4 年 9 月 8日	令和 6 年 9 月 1日 まで	起点：朝倉市堤945番地 終点：朝倉市堤748番地	479.2	12.1~28.2

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和 4 年 11 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
4 福整第 64- 3号	令和 4 年 7 月 26日	糸島市有田中央二丁目711番 3	24.84	4.00
4 福整第 64- 4号	令和 4 年 7 月 26日	糸島市前原駅南二丁目419番 7	28.93	4.01

4 福整第 64- 5号	令和 4 年 8 月 9日	古賀市米多比字立花田1152番 1、 1152番 4	55.14	6.01
4 福整第 64- 6号	令和 4 年 8 月 23日	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1809番 4	34.00	5.00
4 福整第 64- 7号	令和 4 年 9 月 13日	糟屋郡須恵町大字上須恵字中園652番 13、653番の一部	46.05	6.0
4 福整第 64- 8号	令和 4 年 9 月 5日	糸島市二丈武字北武340-13、340- 29	26.67	4.0~6.0
4 那整第 2309号	令和 4 年 7 月 26日	那珂川市大字成竹字前田482番 5、 483番 2、486番 3の一部、486番 5、 水路の一部、里道の一部	63.98	4.11~6.00
4 那整第 2309号- 2	令和 4 年 7 月 29日	筑紫野市針摺中央一丁目513番 3、 514番 4、514番 5、514番 7、514番 14、514番16、514番17、514番18、 514番19	33.01	4.29（有効 4.10）~4.29 （有効4.10）
4 北整第 10号- 5	令和 4 年 8 月 10日	遠賀郡水巻町二西四丁目599- 8	33.15	5.00
4 北整第 10号- 6	令和 4 年 9 月 21日	福津市津屋崎五丁目2175番62、水の 一部	18.50	6.00
4 南整柳 第578号 - 2	令和 4 年 8 月 19日	柳川市大和町鷹ノ尾字西の浦1070番 1、2174番 1の一部	61.35	6.00~6.01
4 女整第 29号- 7	令和 4 年 8 月 19日	八女市馬場字西屋敷675番 2	67.57	6.06
4 朝整第 1084号- 3	令和 4 年 8 月 2日	朝倉郡筑前町東小田字昭和3506番 1	40.86	6.01
4 京整第 27号- 4	令和 4 年 7 月 6日	行橋市西泉三丁目1158番 1、1170番 3、1170番22	117.50	6.00~6.06
4 京整第 27号- 5	令和 4 年 9 月 21日	行橋市西泉七丁目1146番 1、1147番 1	43.58	6.00~6.04
4 京整第 27号- 6	令和 4 年 9 月 22日	京都郡荊田町富久町二丁目22番 3	26.54	5.60
4 田整第 998号- 3	令和 4 年 7 月 13日	田川市大字弓削田1243- 1、1244- 1、1244-12、1243- 3の一部、 1244- 2の一部、里道の一部	48.67	6.10
4 直整第 2028号	令和 4 年 9 月 21日	直方市大字感田2094番 1	20.407	5.0

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第



5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年10月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称)HIヒロセスーパーコンボ小郡店 小郡市津古1111-1他	HIヒロセスーパーコンボ小郡店 小郡市津古1111-1他

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームインブルーメントひろせ 代表取締役社長 中澤 孝志 大分県大分市大字古国府243番地9	株式会社ホームインブルーメントひろせ 代表取締役社長 中澤 孝志 大分県大分市古国府四丁目7番13号

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームインブルーメントひろせ 代表取締役社長 中澤 孝志 大分県大分市大字古国府243番地9	株式会社ホームインブルーメントひろせ 代表取締役社長 中澤 孝志 大分県大分市古国府四丁目7番13号

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年10月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 HIヒロセスーパーコンボ小郡店

(2) 所在地 小郡市津古1111-1他

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）
建物敷地内北側・東側平面	118	建物敷地内北側・東側平面	63
建物屋上平面	252	建物屋上平面	120
合計	370	合計	183

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス古賀舞の里店
- (2) 所在地 古賀市舞の里三丁目19番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
・意見なし

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパーオートバックス大野城御笠川店
- (2) 所在地 大野城市御笠川五丁目2番1外9筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項  
・意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便確保等  
・意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮  
・意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力  
・意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項  
・意見なし
- (6) 廃棄物に係る事項等  
・意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

・意見なし

(8) 設置者が配慮すべき基本的な事項等

・意見なし

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市波多江字四現久1241番4及び1242番6の一部

#### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市潤三丁目24-1-201

山下 佳那子

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第260号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年11月1日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所

##### (1) 講習会の日時

令和4年12月20日（火） 午前10時から午後5時までの間

##### (2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員  
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第261号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年11月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和4年12月8日（木） 午後1時30分～午後4時30分	嘉麻市大隈町1228番地1 嘉穂生涯学習センター 夢サイトかほ 大研修室	嘉麻警察署
令和4年12月9日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市西区今宿西一丁目14番10号 西警察署 会議室	西警察署
令和4年12月15日（木） 午後1時30分～午後4時30分	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署
令和4年12月23日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明1丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

**福岡県公安委員会告示第262号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和4年11月1日



## 福岡県公安委員会

## 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 5 年 1 月 5 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名

## 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 5 年 1 月 5 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15 名

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 12,700 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。